

薬食監麻発 1227 第 4 号  
平成 22 年 12 月 27 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

ニコチンを含有する電子タバコに関する危害防止措置について（依頼）

ニコチンを含有する電子タバコについては、本年 8 月 18 日付け監視指導・麻薬対策課長通知「ニコチンを含有する電子タバコに関する薬事監視の徹底について（依頼）」により監視指導の徹底を依頼したところですが、今般、消費者庁から厚生労働省に対し、別添 1 のとおり、「ニコチンを含有する電子タバコに関する危害防止措置について（依頼）」が発出されました。

消費者庁からは、本年 8 月 18 日付けで、電子タバコに関する薬事法の適用についての考え方に係る資料の提出依頼があり、厚生労働省においては、本年 12 月 9 日付けで、ニコチンを含有する電子タバコの薬事法の適用の考え方やニコチンを含有すると報告された 11 銘柄が原則として医薬品等に該当すること等を回答したところです。消費者庁からの依頼文書は、これらの厚生労働省の回答を踏まえ、ニコチンが含まれていることを認識しないまま長時間・繰り返し使用することによって生じる消費者の危害を防止するための措置を徹底するよう依頼があったものです。

つきましては、各都道府県等においては、引き続き、ニコチンを含有する電子タバコの監視指導の徹底を図っていただくとともに、インターネットなどを利用してニコチンを含有する電子タバコを個人輸入する消費者に対して、注意喚起を行っていただくようお願いいたします。

なお、消費者庁においては、一般電子タバコ工業会に対して、別添 2 のとおり、電子タバコの安全対策の徹底を依頼していることを申し添えます。

【参考】

厚生労働省のホームページにおける消費者への注意喚起

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/08/tp0819-2.html>

